

公益社団法人静岡県鍼灸師会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、公益社団法人静岡県鍼灸師会の役員の報酬の支給基準について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条13号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんは問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 各役員の個別の報酬については、別表のとおりとする。

2 役員が本会の総会、理事会、部会、委員会及び催事並びに外部会合等に出席した場合には、前項に定める報酬とは別に、生じた費用を支給する。ただし、外部の会合等において当該主催者から報酬の支給があつたときは支給されない場合もある。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする、ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額があるときは、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬等の全部又は一部につき、自己の預金への振り込みを申し出たときは、その方法によって支払うことができる。

3 報酬等の支払いを受ける役員から、報酬等の減額又は辞退の申し出があつたときはそれに従う。

(日割計算)

第5条 新たに役員になった者は、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任されたときは、その月までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退任したときは、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数を基礎として日割りによつて計算する。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行に当たつて負担した費用は、請求に基づき支払うものとし、

また前払いを要するものにあつては、前もって支払うものとする。

2 役員の旅費に要する交通費は、公共の交通機関の実費額を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

別表 (第3条関係)

役員報酬

県役員報酬規程 6～10名迄	
会 長	80,000 円
副 会 長(兼任)	0 円
財務部長(副会長)	120,000 円
総 務 部 長 (副 会 長)事務所費含む	140,000 円 30,000 円
学術部長(理事)	20,000 円
組織・共済部長(理事)	20,000 円
青年・広報部長(理事)	20,000 円
保険部長(理事)	20,000 円
女性参画推進部長(理事)	20,000 円
その他理事	20,000 円
常任委員	以下に変更
地区役員報酬規程 ※1	
地区長(常任委員) ※2.3	10,000 円
2 役(常任委員) ※2.3	20,000 円
委員 2 名(常任委員) ※2.3	5,000 円

※1、4名迄支給

※2、理事と常任委員の兼任の場合は1/2を加算

※3、地区内に於いて役職の兼任の場合は金額の多い方+1/2を加算

※4、役員的人数が満たされる場合役職の兼任は認めない。